

大学院入学者選抜実施要項

(平成20年 5 月 29日 20文科高第168号 文部科学省 高等教育局長通知)

大学院入学者の選抜は、大学院の課程を履修するにふさわしい能力と素質のある者を公正かつ妥当な方法で選抜するように実施するものとする。

第1 募集人員

募集する人員は、所定の入学定員によるものとする。

第2 出願資格

大学院に入学を志願することのできる者は、法令の規定により大学院の入学資格を有する者及び大学院入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

第3 試験期日

- 1 試験期日は、原則として学生が入学する年度の前年度の7月以降当該年度中の期日で、各大学が適宜定める。
- 2 秋季入学を実施する場合には、学生が入学する年度中の期日に試験を実施することができる。
- 3 入学願書受付期間及び合格者の決定発表の期日については、試験期日に応じて各大学が適宜定める。

第4 入試方法

入学者の選抜は、学力検査その他志望理由書や成績証明書等大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力等を合理的に総合して判定する方法によることが望ましい。

なお、出身大学の指導教員の推薦状及び社会人志願者の場合の勤務先上司等の推薦状については、入学者選抜の必要資料とはせず、提出するか否かは志願者の任意にゆだねる任意提出資料とすることが適当である。

第5 募集要項等

- 1 各大学は、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を、遅くとも試験期日の2か月前までに発表するものとする。
- 2 各大学は、大学院の研究科等に入学する者に求める能力・資質・適性等について、募集要項に具体的に記載することが望ましい。

- 3 募集要項など大学院の学生募集に関する事項は、国内外の学生の流動性の向上及び社会人の受験機会の確保に資する観点から、できるだけ情報提供に努めるものとする。

第6 出願手続

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、志願大学院に提出するものとする。

第7 注意事項

1 障害のある者等への配慮

障害のある者等の試験に係る特別措置については、大学入学者選抜の特別措置を参考に更に配慮する。

また、障害等の状態に応じた入試が実施できるよう、事前相談体制の構築・充実に努めるとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮し、他の入学志願者に比べて不利にならないようにする。

2 入試情報の取扱い

合格者の氏名や住所等、選抜を通じて取得した個人情報については、漏洩や選抜以外の目的の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適切な取扱いに努める。

3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるため、入学者選抜業務のプロセス全体を把握した上で、ミスを防止するためのガイドラインを作成すること等により、業務全体のチェック体制を確立するとともに、入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、責任を持って業務を行うよう注意を喚起する。

4 入学者選抜の公正確保

入学者の選抜は中立・公正に実施することを旨とし、入試問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

5 その他

所定の日程による試験実施が困難となるような不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築などについて、十分な検討・準備を行う。

第8 備考

本要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。